

# 旧かんなみ新地暫定利用に関する

## 事業者サウンディング型市場調査 実施要領

令和6年2月5日

尼崎市地域産業課

### 1. 調査の目的

旧かんなみ地域については、令和4年6月から市が物件取得を進めていますが、取得に一定の期間を要することから、地域の要望に沿った形で建物等の暫定利用を行うことで、地域イメージの刷新を図りたく考えております。

ついては、暫定利用期間における当該物件の利活用について、企業等の民間事業者の皆様との意見交換を実施します。

### 2. スケジュール

サウンディング実施の公表 及び 参加申込受付開始	令和6年2月5日（月）
サウンディング参加申込期限 及び 質問シートの提出期限	令和6年2月19日（月） 17時
提案シートの提出期限	令和6年2月26日（月） 17時
サウンディングの実施	令和6年2月28日（水）～
実施結果概要の公表	令和6年3月下旬以降（予定）

※参加申込受付及び提案シートの受領後、サウンディング日時及び場所についてご連絡いたします。日時につきましては、原則、尼崎市役所開庁時間（土日祝日を除く平日8:45～17:30）とさせていただきます。

### 3. サウンディングについて

#### (1) 対象

次のすべての条件を満たす者

- (ア) 旧かんなみ新地の暫定活用事業の実施主体となる意向を有する者
- (イ) 不動産開発やまちづくり等の実績がある者
- (ウ) 法人である者

## (2) サウンディングの項目

市からの要望	旧かんなみ新地物件（建物・広場）を一体的に暫定利用し、「地域イメージ刷新」及び「にぎわい拠点づくり」につながる活用方法を提案いただき、メリット・デメリットについてお聞かせください。
意見交換項目	① 事業手法 ② 事業参入の条件 ③ 事業期間（延長可否） ④ その他

## 4. サウンディングの手続き

### (1) サウンディングの参加申し込み（エントリーシートの提出）

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を「【旧かんなみサウンディング参加申込】（会社名）」として、申込先へ電子メールにてご提出ください。なお、参加人数は1事業者あたり3名まででお願いします。

申込受付期間：令和6年2月5日(月)～2月19日(月)17時  
宛先：ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp  
件名：【旧かんなみサウンディング参加申込】（会社名）  
本文：事業所名、代表者氏名、連絡先（電話番号）、参加人数  
添付：エントリーシート、質問シート

※ 現地見学をご希望の場合は、別途問合せ先（地域産業課）へご連絡ください。

### (2) 提案シート等の提出

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した提案シート（A4版1枚程度）を、件名を「【旧かんなみ提案シートの提出】（会社名）」として送付してください。

その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）もご提出ください。

なお、市の要望事項に沿わない提案であった場合はサウンディングを中止することもありますので、予めご了承ください。

申込受付期間：令和6年2月5日(月)～2月26日(月)17時  
宛先：ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp  
件名：【旧かんなみ提案シートの提出】（会社名）  
添付：提案シート、補足資料（任意）

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

エントリーシート及び提案シートの提出をいただいたグループの担当者あてに、実施日時を電子メールにて連絡します。なお、期日までに上記書類の提出がなかった場合には辞退とみなします。

(4) サウンディングの実施

- ① 実施期間 : 令和6年2月28日(水)～
- ② 所要時間 : 30分～1時間程度
- ③ 場 所 : 尼崎市役所 地域産業課 (尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル3階)
- ④ その他 : サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 5. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者選定における評価の対象としません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

(4) 参加除外条件

参加しようとする個人、法人(グループの場合は構成法人のいずれかの法人)又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合は、公募の対象者として認めないこととします。

## 6. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

担当部署：	尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課（松岡）
住 所：	〒660-0876 尼崎市竹谷町 2-183 出屋敷リベル3階
電話番号：	06-6430-9750
F A X：	06-6430-7655
Eメール：	ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

### 参考【事業物件の概要】

所在地	建物：尼崎市神田南通3丁目 90-11～14、90-43～44、90-8～9 広場：尼崎市神田南通3丁目 90-6、90-15～18、90-31～94
土地建物の権利状況	市所有
建物契約形態	使用貸借契約
利用可能期間	令和7年12月まで（更新の可能性あり）

※別紙も参照のこと

以上